


土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、 不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士がすること

法務局がすること

土地や建物の名義を確認



登記簿	法務局	区	町	番	地番
用途	用途	用途	用途	用途	用途
権利	権利	権利	権利	権利	権利
権利	権利	権利	権利	権利	権利

登記情報提供制度 検索

被相続人 法務太郎 相続関係説明図

住所 ○○都○市○区○34
出生 昭和45年6月7日
(相続人)

住所 ○○市○区○番地
死亡 平成25年2月1日
(被相続人)
法務太郎

住所 ○○市○区○45番6号
出生 昭和47年8月5日
(相続人)

住所 ○○市○区○45番6号
出生 昭和47年8月5日
(相続人)

戸籍をたどって法定相続人を確認

適式な遺言がない場合は誰がどの遺産を相続するかなどを決めて書類を作成

登記に必要な添付書類を集める

登記申請書を作り添付書類を整える

登録免許税を納める

登記申請書類を管轄の法務局に提出する

登記申請書の受付

書類を審査して必要に応じて補正を促す
(補正できない場合は取下げ又は却下決定)

登記官が登記を実行する

登記識別情報通知書等を作成する

登記完了証・登記識別情報通知書を受領する

必要に応じて登記事項証明書を取得する

福島地方法務局・福島県司法書士会・福島県土地家屋調査士会

福島地方法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/fukushima/>

未来につなぐ相続登記

検索

福島県司法書士会

総合相談センター 相談予約

フリーダイヤル0120-81-5539